

当院では、令和7年1月より児童思春期支援指導加算を算定致します。

20歳未満の方に多職種の医師・職員が連携して外来診療や継続的な支援を行う体制を整備しております。

国が定める研修や一定の児童思春期領域における臨床実績を

認定を当院はうけ、児童思春期領域の継続的な支援が可能な施設に認定されました

対象となる方に対しては、支援計画を作成し、学校等の院外関係機関とも連携して情報共有や面接・相談、定期カンファレンスを実施いたします。